

「貸金業者向けの総合的な監督指針別紙様式」の一部改正(案)に対するコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

NO.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>業務報告書は貸金業法の規制対象となる貸付債権(以下、貸金業債権)について報告するものであるところ、貸付債権であっても非貸金業債権であるものについては当該報告の対象とはならないと理解している。</p> <p>例えば、資本上、一定の親子関係(例えば100%の株式を保有)にある親会社の子会社の資金繰り等の必要性から行う貸付(以下、親子間貸付)は、貸金業法の規制対象外と認識しているが、今回の改正では関係会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条に規定する「親会社」、「子会社」及び「関連会社」)を報告の対象に含めていることから、貸金業法の規制を受けない親子間貸付についても報告することになるが、監督対象を広げるといふことが確認したい。</p>	<p>業務報告書は貸金業法の規制を受ける貸付けについて報告を求めているものです。</p> <p>今回の改正は、従来から業務報告書で報告を求めている事業者向貸付金のうち、関係会社向貸付金が含まれている場合における当該貸付金の残高等を別に記載することを求めるものであり、監督対象を広げるものではありません。</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ、報告の対象が明確になるよう「記載上の注意」を修正いたします。</p>